

# 札幌医科大学大学院保健医療学研究科 リサーチ・アシスタント制度実施要領

平成20年7月23日決定  
大学院保健医療学研究科委員会

## (趣旨)

第1条 この要領は、札幌医科大学リサーチ・アシスタント制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 リサーチ・アシスタント制度は、大学院保健医療学研究科に在籍する優秀な学生に対し、大学が行う研究プロジェクト等（以下「研究」という。）の補助者として従事させることによって、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的とする。

## (任務)

第3条 リサーチ・アシスタント（以下「R・A」という。）の任務は大学が行う研究に関する研究補助業務とする。

## (対象者)

第4条 R・Aは、博士課程後期の大学院学生を対象とする。

## (従事期間等)

第5条 R・Aの従事期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年以内とし、従事時間は、原則として年間400時間を限度とする。

## (推薦書の提出)

第6条 研究代表者は、大学院学生の指導教授の了承を得て、R・A候補者の推薦書（様式1）を保健医療学研究科長に提出しなければならない。なお、候補者が常時勤務している勤務先がある場合は、勤務先の許可を得ている者とする。

## (選考基準)

第7条 R・Aの選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 出席日数が良好で、かつ、学業成績が優秀な者
- (2) 将来、研究者、指導者となる意欲と優れた能力を有する者
- (3) 研究プロジェクト等の内容を十分理解し、R・Aとしてふさわしい者

## (選考)

第8条 保健医療学研究科長及び専攻代表は、第6条の規定により推薦のあった候補者の中から、前条の選考基準により適任者を選考し、保健医療学研究科委員会の議を経て決定する。

## (委嘱)

第9条 前条の規定により選考した者をR・Aとして任用し委嘱する。

- 2 保健医療学研究科長は、前項の委嘱結果を研究代表者及び大学院学生の指導教授に通知するものとする。

(事前指導等)

第10条 研究代表者は、R・Aによる研究補助業務を把握し、当該研究の安全管理に十分配慮しなければならない。

また、R・Aに対して、あらかじめ補助業務に関する指導を行わなければならない。

(実施報告書)

第11条 研究代表者及びR・Aは、毎月の研究補助業務終了後、実施報告書(様式2)を作成し、翌月の5日までに保健医療学研究科長に報告しなければならない。

(報償金)

第12条 R・Aには、予算の範囲内において報償金を支給する。報償金は実施月の翌月末までに支給する。

なお、本学(附属病院も含む)に常時勤務している職員には報償金を支給しない。

(実施状況報告)

第13条 保健医療学研究科長は、年度の最初に開催する研究科委員会に前年度の実施状況を報告しなければならない。

(任用)

第14条 ティーチング・アシスタント(以下「T・A」という。)である学生をR・Aとして任用する場合には、T・Aの補助業務等に支障を及ぼすことがないように配慮しなければならない。

(細則)

第15条 この要領に定めるもののほか、リサーチ・アシスタント制度の実施についての必要事項は、研究科委員会において定めるものとする。

(庶務)

第16条 リサーチ・アシスタント制度に関する庶務は、事務局学務課において行う。

附則

この要領は、平成20年7月23日から実施する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。